

<h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1>	<p>発行 高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号 発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)</p>
-----------------------------------	--

目 次

告 示	ページ
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による施術機関の指定（福祉指導課）	1
○保安林の指定予定の通知（治山林道課）	1
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知（ 〃 ）	1
○道路の区域変更（道 路 課）	1
公 告	
○農用地利用配分計画の認可の申請（農地・担い手対策課）	1
○肥料の登録（環境農業推進課）	4
○肥料の登録の有効期間の更新（ 〃 ）	4
○普通肥料の検査の結果の概要（ 〃 ）	4
○特殊肥料の検査の結果の概要（ 〃 ）	5
高知県選挙管理委員会告示	
○政治団体設立の届出	6
○政治団体異動の届出	6
○政治団体解散の届出	6
○資金管理団体指定の取消しの届出	6
正 誤	
○正誤（平27・12・11付け 告示）	7

告 示

高知県告示第24号

施術機関について、次のとおり生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条第1項の指定をした。

平成28年1月22日

高知県知事 尾崎 正直

施術者氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
-------	--------	---------	-------

橋詰 真治	橋詰接骨院	南国市植田1579	平成28年1月1日
濱口 健作	しまんと鍼灸整骨院	四万十市駅前町17-14	平成28年1月4日

高知県告示第25号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年1月22日

高知県知事 尾崎 正直

- 保安林予定森林の所在場所
長岡郡大豊町立川上名字カシヅカ1623の5、字カシヤマグチ1681の24、字フキダニ1626の18
- 指定の目的
水源の涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び大豊町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第26号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成28年1月22日

高知県知事 尾崎 正直

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
平成9年11月農林水産省告示第1652号
- 変更に係る指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
変更しない。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課並びに香美市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第27号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成28年1月22日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年1月22日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路 線 名 小味野々川口
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡四万十町南川口字岡分136番4から 高岡郡四万十町南川口字宮ノワキ545番1まで	前	3.0 }	642
	後	A	3.0 }
B		7.4 }	410
高岡郡四万十町南川口字岡分956番1地先から 高岡郡四万十町南川口字宮ノワキ545番1まで		3.0 }	638
高岡郡四万十町南川口字岡分136番4から 高岡郡四万十町南川口字シヤシキ52番1まで		7.4 }	

公 告

農地中間管理機構の指定を受けた公益財団法人高知県農業公社から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により農用地利用配分計画の認可の申請

<p>があったので、同条第3項の規定により次のとおり当該農用地利用配分計画を公衆の縦覧に供する。</p> <p>なお、同項の規定に基づき、利害関係人は、当該縦覧期間満了の日までに、当該農用地利用配分計画について、知事に意見書を提出することができる。</p> <p>平成28年1月22日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 農用地利用配分計画の概要</p> <p>(1)ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称 高知市高須絶海6番16号 谷川 清水 イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番 高知市屋頭字北追割535番1及び535番2、高須東町766番、767番、768番、772番、773番1及び773番3、高須字高須塩田西ノ丸952番1、952番2、952番3及び952番4並びに字八町地東ノ丸1024番1、1025番1、1039番口、1039番4、1040番2及び1040番7並びに高須大谷1246番1、1246番2、1247番イ及び1250番1</p> <p>(2)ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称 宿毛市平田町黒川3183番地 藤田 力 イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番 宿毛市平田町黒川字東沖54番、字梅ノ木崎122番並びに字外入沢146番1、146番2、146番3、146番4及び150番</p> <p>(3)ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称 宿毛市平田町黒川2792番地 高倉 幹男 イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番 宿毛市平田町黒川字梅ノ木崎120番並びに平田町戸内字森ヶ池1843番1、1843番2、1844番1及び1847番1</p> <p>(4)ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称 宿毛市平田町黒川2496番地 岡本 清明 イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番 宿毛市平田町黒川字中沢田281番1、282番2及び282番3並びに山奈町山田字芝沢149番及び162番並びに字宮島230番</p> <p>(5)ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称 宿毛市山奈町山田1108番地 川田 巧 イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番 宿毛市山奈町山田字芝沢150番1、150番2及び155番、字中ソリ179番1及び194番1、字長尾分213番3並びに字宮島225番</p>	<p>(6)ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称 宿毛市山奈町山田5855番地3 今津 久雄 イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番 宿毛市山奈町山田字サイカミ323番2、字ギロンダ325番及び字タクミダ356番1</p> <p>(7)ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称 宿毛市山奈町山田4519番地 西山 成彦 イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番 宿毛市山奈町山田字中イテ434番1</p> <p>(8)ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称 宿毛市山奈町山田5118番地 川田 昌男 イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番 宿毛市山奈町山田字中イテ435番1、436番1及び441番1</p> <p>(9)ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称 宿毛市山奈町山田3788番地 上岡 信雄 イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番 宿毛市山奈町山田字シチ願3874番及び3876番並びに字島ノ宮3913番及び3914番</p> <p>(10)ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称 宿毛市萩原6番地10 田村 榮基 イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番 宿毛市高砂5388番131、5388番133及び5388番144並びに宿毛字新八反地5442番1</p> <p>(11)ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称 土佐清水市宗呂丙1472番地1 農事組合法人ふぁー夢宗呂川 代表理事 中平 幸秀 イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番 土佐清水市下川口字山ノ下17番1、18番、20番、21番1、23番、24番1及び25番1、字山岡26番1、27番、29番、34番1、35番、36番1、37番1、38番、39番1、49番1及び51番、字ヤシキ田55番1及び56番1、字井口63番1及び64番1、字高木71番、73番、75番1及び78番、字寺田81番、82番、90番、91番、96番及び97番、字作敷98番1、99番、100番、101番1、102番1、103番、104番、106番1、107番、109番1、110番1、111番、112番及び113番1、字笠井原117番、字溝コシ122番、126番及び129番、字リキンダ132番1及び133番1、字見残シ162番、163番、166番、171番1、173番1、174番1及び175番1、字カヂヤシキ181番1及び182番1、字竹ノ下198</p>	<p>番1、字井手ノ詰857番及び858番、字早稲シリ867番及び870番、字高城886番及び893番、字横田897番、字家ノ前979番、字坂本1143番、1153番及び1162番1並びに字西ノ久保1172番</p> <p>(12)ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称 土佐清水市宗呂丙279番地 武藤 寿 イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番 土佐清水市宗呂字城ノ下丙169番1、丙170番、丙171番、丙174番及び丙175番並びに字上ハ子ノモト丙340番1</p> <p>(13)ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称 土佐清水市宗呂丙1262番地 内原 照久 イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番 土佐清水市宗呂字城ノ下丙182番、丙183番及び丙184番1、字原231番1、字内ヤシキ丙302番、字ウトノ川口丙343番1、字下新改丙904番1並びに字下丸淵丙934番1及び丙946番1</p> <p>(14)ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称 土佐清水市宗呂丙1472番地1 農事組合法人ふぁー夢宗呂川 代表理事 中平 幸秀 イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番 土佐清水市宗呂字城ノ下丙186番1、字原丙208番1、丙209番1、丙211番1、丙214番1、丙218番及び丙220番、字内ヤシキ丙274番、丙275番、丙280番、丙283番1、丙286番、丙287番、丙288番1、丙290番、丙293番、丙297番、丙298番、丙299番、丙304番1及び丙304番2、字上ハ子ノモト丙305番、丙306番、丙307番、丙308番、丙309番及び丙315番、字ウトノ川口丙346番1、丙347番1、丙368番1、丙375番、丙376番1及び丙377番1、字長クボ丙714番1、丙717番、丙718番、丙720番、丙721番、丙724番、丙725番、丙727番及び丙728番、字竹ノクボ丙748番、丙750番、丙751番、丙753番1、丙754番、丙755番、丙758番1、丙765番、丙766番1及び丙768番、字ゴソソ丙783番、丙786番、丙791番、丙794番、丙799番、丙810番及び丙815番、字下松ノ本丙825番1、字神母ノ木丙841番1、丙846番1、丙848番、丙849番1、丙871番1、丙871番2、丙878番1、丙883番、丙884番1及び丙886番、字下新改丙897番1、丙898番1、丙899番、丙905番、丙906番及び丙921番、字上且ノ下丙1081番1及び丙1091番2、字上中ケ市丙1449番1、丙1450番1及び丙1451番1並びに字下中ケ市丙1454番1</p> <p>(15)ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称</p>
--	--	--

<p>土佐清水市宗呂丙1629番地 岡崎 直正</p> <p>イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番 土佐清水市宗呂字原丙222番、丙223番1及び丙225番、字地藏ノ前丙690番1並びに字下新改丙912番1、丙913番、丙917番、丙922番、丙930番及び丙931番1</p> <p>(16)ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称 土佐清水市宗呂丙1166番地1 中山 卓</p> <p>イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番 土佐清水市宗呂字原丙224番、丙226番1、丙228番1、丙229番1及び丙229番3、字上ハ子ノモト丙311番1、丙314番、丙316番1、丙317番1、丙318番、丙319番、丙321番1、丙322番1、丙325番、丙326番、丙327番1、丙329番、丙332番1、丙336番1及び丙338番1、字ウトノ川口丙342番1及び丙352番1、字地藏ノ前丙695番1、丙697番1、丙698番1、丙699番、丙703番、丙706番1、丙707番、丙708番及び丙711番、字竹ノクボ丙772番1、字ゴヲソヲ丙811番、字下松ノ本丙832番1及び丙837番1、字神母ノ木丙847番1及び丙880番1、字下新改丙918番、字下丸淵丙945番並びに字上且ノ下丙1097番1</p> <p>(17)ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称 土佐清水市宗呂丙1472番地1 農事組合法人ふぁー夢宗呂川 代表理事 中平 幸秀</p> <p>イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番 土佐清水市宗呂字井デノ下丙986番、字ナガレザシ丙1048番及び丙1051番、字田中丙1065番、字丸田丙1499番、丙1503番1、丙1504番、丙1508番、丙1510番及び丙1511番、字横田丙1530番、丙1532番、丙1533番、丙1536番、丙1539番1、丙1540番1及び丙1541番1、字樋ノ口丙1551番1、丙1553番1、丙1556番1、丙1557番1、丙1560番、丙1562番、丙1564番、丙1565番、丙1567番及び丙1568番1、字石原ズソ丙1573番、丙1574番、丙1587番1、丙1591番、丙1592番及び丙1593番、字清田丙2154番1、丙2156番、丙2161番、丙2165番、丙2169番、丙2174番、丙2176番、丙2177番、丙2181番、丙2188番1及び丙2189番1、字天王丙2193番1、丙2194番1、丙2195番1、丙2200番1、丙2229番、丙2230番、丙2233番、丙2235番、丙2237番、丙2238番、丙2240番1、丙2241番1、丙2247番、丙2248番、丙2249番、丙2251番1及び丙2258番、字ナナカマス丙2269番1、丙2275番1、丙2280番、丙2281番1、丙2282番1、丙2283番、丙2284番1、丙2287番1、丙2288番1及び丙2289番、字川原田丙2304番、丙2305番1、丙2306番1、丙2307番、丙2310番、丙</p>	<p>2312番1、丙2313番1、丙2314番、丙2315番、丙2316番、丙2317番、丙2331番1、丙2340番1、丙2342番1、丙2343番及び丙2344番、字大田丙2360番1、丙2362番1、丙2363番及び丙2364番、字岩田丙2863番及び丙2868番並びに字エンコブチ丙2873番、丙2877番1、丙2879番、丙2881番、丙2886番、丙2896番1及び丙2897番</p> <p>2 申請年月日 平成27年12月14日</p> <p>3 縦覧場所 高知県農業振興部農地・担い手対策課</p> <p>4 縦覧の期間及び時間 平成28年1月22日（金）から同年2月5日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）</p> <p>5 意見書の提出先 高知市丸ノ内一丁目7番52号 高知県農業振興部農地・担い手対策課</p>	
---	--	--

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条第1項の規定により、次の肥料の登録をした。
平成28年1月22日

高知県知事 尾崎 正直

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者		有効期限
					氏名又は名称	住所	
高知県第693号	副産石灰肥料	かきから副産石灰	アルカリ分 46.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、普通肥料の公定規格のとおり。	シーシーエフジャパン株式会社	愛知県岡崎市市場町字東町13番地	平成33年9月8日

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定に基づき、次の肥料の登録の有効期間を更新した。

平成28年1月22日

高知県知事 尾崎 正直

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者		有効期限
					氏名又は名称	住所	
高知県第219号	消石灰	60消石灰	アルカリ分 60.0	該当なし	白石工業株式会社	大阪府大阪市中央区北浜三丁目1番4号	平成33年7月18日
高知県第419号	〃	65消石灰	アルカリ分 65.0	〃	〃	〃	平成33年8月31日
高知県第584号	〃	〃	〃	〃	田中石灰工業株式会社	南国市稲生3185番地	平成33年12月9日
高知県第	〃	70消石灰	アルカリ分	〃	株式会社	高知市五	平成33年

601号			70.0			刈谷石灰工業所	台山2452番地	8月27日
高知県第621号	副産植物質肥料	糖蜜醗酵副産肥料	窒素全量 2.0 加里全量 9.0	〃		株式会社古田産業	高知市五台山3983番地5	平成34年2月22日
高知県第632号	混合有機質肥料	くみあい骨粉なたねペレット1号	窒素全量 5.0 りん酸全量 6.0	含有を許される有害成分の最大量は、公定規格のとおり。		〃	〃	平成30年6月14日
高知県第634号	〃	十市有機	窒素全量 4.5 りん酸全量 4.5 加里全量 1.0	〃		十市農業協同組合	南国市十市2328番地1	平成30年11月24日
高知県第642号	〃	土州魂（緑）	窒素全量 5.0 りん酸全量 6.0	〃		株式会社古田産業	高知市五台山3983番地5	平成30年6月30日
高知県第675号	混合石灰肥料	くみあい粒状アヅミン苦土石灰特号	アルカリ分 42.0 可溶性苦土 12.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、普通肥料の公定規格のとおり。		〃	〃	平成33年4月7日
高知県第676号	副産植物質肥料	発酵菌体F1号	窒素全量 2.0 加里全量 4.0	該当なし		〃	〃	平成34年1月31日

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第30条第7項の規定により、普通肥料の検査の結果の概要を次のとおり公表する。

平成28年1月22日

高知県知事 尾崎 正直

平成27年9月分

肥料の種類等	保証票添付者	肥料の名称	検査の結果の概要				備考
			分析検査		保証票の検査	その他の検査	
			項目	指摘事項			
消石灰	入交石灰工業株式会社	65消石灰	主成分－AL				
〃	有限会社井上満吉商店	〃	〃				
混合有機質肥料	星上物産株式会社	魚腸ニシメ混合有機質肥料	主成分－TN、TP、TK				

備考 1 「分析検査」欄及び「その他の検査」欄は、検査対象荷口全体を代表しうるように必要袋数（ばらの場合には、必要部位数）を抽出して検査した結果である。
 2 分析検査項目に係る指摘事項は、分析値と規格・基準値又は表示値とを比較した結果である。
 3 主成分の略号は、次のとおりである。
 AL－アルカリ分、TN－窒素全量、TP－りん酸全量、TK－加里全量

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第30条第7項の規定により、特殊肥料の検査の結果の概要を次のとおり公表する。
 平成28年1月22日

高知県知事 尾崎 正直

平成27年8月分

特殊肥料の指定名	生産（輸入又は販売）届出業者	届出名（商品名）	検査の結果の概要		備考
たい肥	安田 善一	ゆうき百培	TN	0.41%	
			TP	0.31%	
			TK	0.8%	
			C/N	29.7	
			水分	69.0%	
〃	澤田 誠規	和牛堆肥	TN	0.45%	
			TP	0.32%	
			TK	0.74%	
			C/N	38.0	

〃	高知はた農業協同組合	土佐さがきのご堆肥	水分	56.2%	
			TN	0.72%	
			TP	0.73%	
			TK	0.46%	
			C/N	28.1	
			水分	54.4%	

備考 1 主成分の略号は、次のとおりである。
 TN－窒素全量、TP－りん酸全量、TK－加里全量、C/N－炭素窒素比、水分－水分含有量
 2 分析値は、原則として現物当たりの数値である。

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第2号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により次のとおり届出があった。

平成28年1月22日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信
 その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
山本学後援会	野崎 昌男	安井 士郎	香南市野市町西野1566番地1	平27・12・16
小川かつみ高知県後援会	日野 工	大畑 剛	高知市相生町1番25号	平27・12・25

高知県選挙管理委員会告示第3号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により次のとおり異動の届出があった。

平成28年1月22日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信
 政党（国会議員関係政治団体とみなされる政党以外の政党）

区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
異動前	自由民主党黒潮町支部	金子 繁昌	異動なし	幡多郡黒潮町出口175	平27・12・9
異動後		池内 弘道		幡多郡黒潮町浮鞭1817-5	
異動前	自由民主党高	異動なし	坂本 迅人	異動なし	平27・12・9

異動後	知県第二選挙区支部		前田 真二郎		
異動前	日本共産党高知地区委員会	佐藤 彰	異動なし	異動なし	平27・12・9
異動後		岸 寧夫			
異動前	自由民主党土佐町支部	金岡 佳時	金岡 佳時	土佐郡土佐町田井957-8	平27・12・28
異動後		和田 豊喜	川田 幸子	土佐郡土佐町溜井474	

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
異動前	くろいわ之浩後援会	異動なし	異動なし	安芸郡安田町東島30番地	平27・12・7
異動後				安芸郡安田町安田1676番地	
異動前	山本有二後援会	異動なし	坂本 迅人	異動なし	平27・12・9
異動後			西本 啓介		

高知県選挙管理委員会告示第4号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により次のとおり解散の届出があった。

平成28年1月22日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信
 その他の政治団体

名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	政治団体でなくなった理由	届出年月日
岡本敏後援会	土佐郡土佐町田井946-1	田岡 司	解散	平27・12・22
八木雅昭後援会	高岡郡四万十町東川角甲254	嶋岡 敏	解散	平27・12・22
片岡守春後援会	香美市土佐山田町南組2133-14	上島 寛児	解散	平27・12・28
笹岡優後援会	香美市土佐山田町京田1-2	山崎 三男	解散	平27・12・28
西原勝江後援会	南国市岡豊町八幡680	西原 勝江	解散	平27・12・28

高知県選挙管理委員会告示第5号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により次のとおり資金管理団体でなくなった旨の届出があった。

平成28年1月22日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信
 資金管理団体

届出をした者の氏名	公職の種類	名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	資金管理団体でなくなった旨の届出年月日
西原 勝江	南国市議会議員	西原勝江後援会	南国市岡豊町八幡680	西原 勝江	平27・12・28

正 誤

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤
平27・12・11	9796	○告示	2	右 (6)	字隠己屋2026	字隠己家2026
				右 (14)	字隠己屋2034から2036まで	字隠己家2034から2036まで